

五所川原市鳥獣被害防止 対策協議会より農家の皆さんへ

五所川原市鳥獣被害防止対策協議会では、令和2年度より、ニホンザル等による農作物の被害を防止するため国の鳥獣被害防止総合対策交付金を受け、農業者が共同で電気柵を設置する場合の資材の貸し出し事業を実施する予定です。

貸し出しを希望される農業者の代表は、農林水産課、金木総合支所、市浦総合支所へ来庁し、要望書を提出してください。詳しくは、下記までお問い合わせください。

主な注意点は次のとおりです。

- ▷ 3戸以上の農業者が、共同で電気柵を設置する場合に貸与します。それぞれの農地が隣接していなくても貸与可能ですが、同じ一団の農地である必要があります。
- ▷ ニホンザル等の被害が発生している農地が対象となります(自家消費用作物の被害は対象となりません)。
- ▷ 設置後は、8年間維持管理をしてください。また、期間が終了するまで原則として設置場所の変更はできません。
- ▷ 設置および維持管理は農業者自身が行ってください。その際、発生する費用については、ご負担をお願いします。
- ▷ 要望書の記入内容は、設置者の住所、氏名、電話番号、要望する柵の延長(m)、設置場所の住所、作付作物、令和元年度の被害量(kg/年)、被害状況です。記入様式は農林水産課および各支所に準備している他、市のホームページでダウンロードできます。
- ▷ 要望をいただいても、貸与できない場合があります。ご了承ください。

申込期限…12月11日(水)

問…五所川原市鳥獣被害防止対策協議会

事務局(農林水産課)内線2522

電子メール nousei@city.goshogawara.lg.jp

善意の花かご

~どうもありがとう
ございました~



- ▷ 五所川原民謡クラブ(野上敏雄代表)10名 = 三味線、唄、踊り
- ▷ 五所川原市シルバー人材センター(高橋是清理事長)67名 = 園内外清掃奉仕
- ▷ 加藤信雄さん(漆川) = 座布団20枚
(以上3件くるみ園へ)
- ▷ ELM文化センター裏千家チャリティー茶会 = 2万2,968円(イベント益金)
- ▷ 青森県西部郵便局長会五所川原部会(松山保部会長) = ベビーベッド2台
(中央公民館へ)

目録を手渡した
松山部会長(右)



12月3日～9日は障害者週間です

「障害者週間」は、障がいのある方の福祉について国民に関心と理解を深めるとともに、障がいのある方が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進する目的に定められています。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、みんなで考えてみませんか。

「合理的配慮の提供」を

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)では、障害を理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」と障害のある方に対する「合理的配慮の提供」が定められています。

「合理的配慮」とは、障がいのある方やその家族から配慮を求められた場合に、負担になりすぎない範囲で次のような配慮を行うことです。

(例) 車いす等の方が乗り物に乗るときに手助けをする／聴覚に障がいのある方と筆談でコミュニケーションを取る等

合理的配慮の提供については、行政機関等は法的義務、民間事業者については努力義務となっていますが、市民一人一人がお互いに助け合い、優しい街を目指しましょう。

メール119、FAX119の利用について

五所川原消防事務組合では、同組合の管内に居住または通勤・通学されている、聴覚または言語機能に障がいのある方を対象に、電子メールまたはFAXによる緊急通報を受付しています。

電子メールによる緊急通報を利用するには事前の登録が必要です。また、FAXによる通報の際は決められた緊急通報用紙が必要となります。

詳しくは、消防本部指令課(Tel.35-2027)または福祉政策課までお問い合わせください。

問…福祉政策課 内線2494

五農生がわら焼き防止のパトロール

10月9日(水)～11日(金)の3日間、五所川原農林高等学校の生徒が市役所へインターンシップにきました。

市職員と同行し、わら焼き防止のぼり旗の設置、稲わらの有効利用パンフレットの配布等を行いました。

パンフレット配布時には、わら焼きは交通障害や健康障害があることを改めて生産者の方々に理解していただき、稲わらの有効利用の重要性を伝えていました。

稲わらは焼却するのではなく、積極的に有効利用しましょう。



のぼり旗を設置する
五農の生徒のみなさん